

小さな「矢川」を壊す 63年前の「都市計画道路」

くにたちの自然と生活環境を守る市民連絡会 柏木隆之

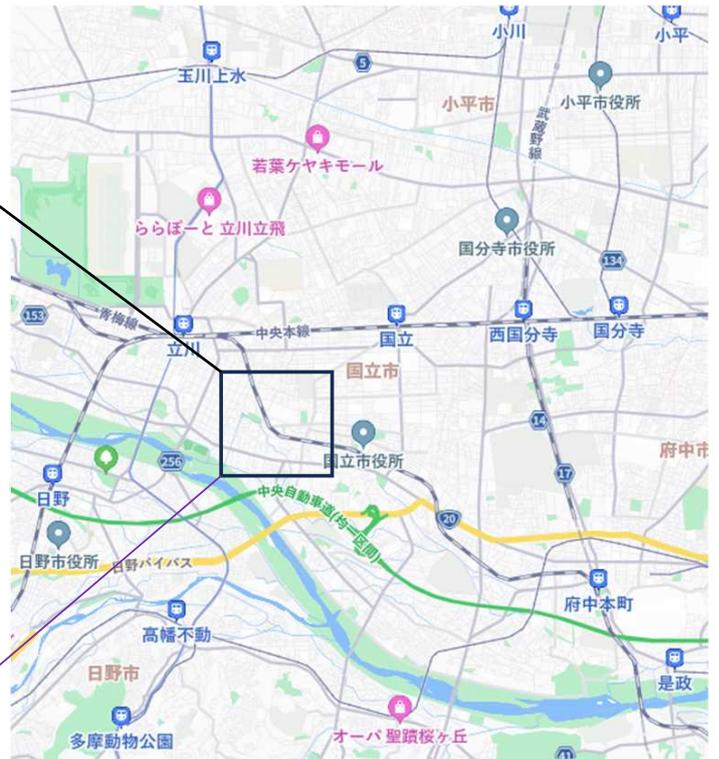
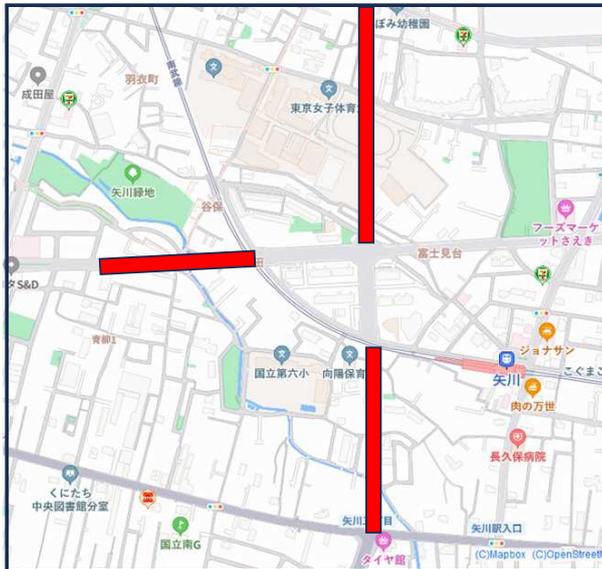


私たちの周囲で何が起きているか、知ってほしい。
制度的・政策的に（住民本位に）切り替える方向を共有したい。

矢川と矢川緑地の位置

一橋大学の南西約1.2キロメートル

 = 未開通の都市計画道路



矢川緑地保全地域

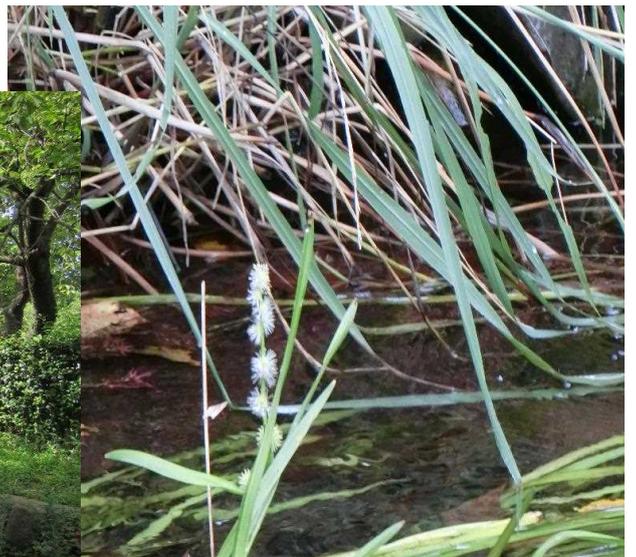


カルガモとコサギ



昭和52年(1977年)3月東京都指定

国立市内を流れる矢川



国立6小敷地内を流れる矢川
学校の敷地内を湧水が流れる学校は、
都内で2校しかない。

都市計画道路が通る場所



矢川緑地近くの矢川(さくら通り延伸道路がここを通る)



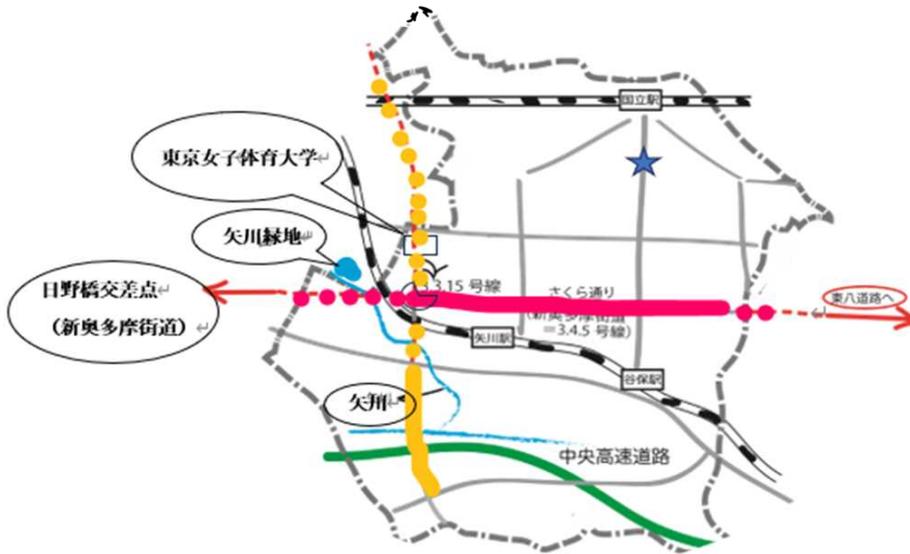
屋敷林が並ぶ矢川(3・3・15号線がここを通る)

昭和36年(1961年)10月5日 建設省告示第2295号

この頃あったこと・・・

- ・1960年 新安保条約、朝日訴訟で原告勝訴(東京地裁)、
ケネディ大統領当選
池田勇人内閣「所得倍増計画(1961年から1970年)」を発表
- ・1963年7月 名神高速道路開業
- ・1964年秋 東京オリンピック
- ・1964年10月 東海道新幹線開業
- ・(1968年 新都市計画法施行)

国立市民にとっては大問題



- さくら通りが「新奥多摩街道」に
- 矢川の水と緑を破壊
- 東京女子体育大学のグラウンドが道路に
- 都営矢川北団地内に国立市内最大規模の交差点
- 立退き50軒以上
- 用途地域緩和がセット
- 情報開示、話し合いが「不十分」

二つの署名に取り組んでいます！ご協力をお願いします！

都市計画法を改正し、 住民発議・意見表明権の明記を

- 現行都市計画法一度決まった決定そのものに意見を述べる権利と保障がない。63年前のものであっても。
- 作成も修正も廃止もすべて行政主導(←おかしい！)

第二節 都市計画の決定及び変更

(公聴会の開催等)

第16条 都道府県又は市町村は、…、**都市計画の案を作成しようとする場合**において必要があると認めるときは、**公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。**

(都市計画の案の縦覧等)

第17条 都道府県又は市町村は、**都市計画を決定しようとするときは**、あらかじめ、…、その旨を**公告し、当該都市計画の案を、…、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。**

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、…、**意見書を提出することができる。**

(都道府県の都市計画の決定)

第18条 都道府県は、**関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。**(第19条(市町村の都市計画の決定)も同旨)

(都市計画の告示等)

第20条 都道府県又は市町村は、**都市計画を決定したときは**、その旨を**告示し、…。**

2 都道府県知事及び市町村長は、…、**公衆の縦覧に供しなければならない。**